

改正

平成21年9月1日教委規則第10号

平成27年3月25日教委規則第5号

杵築市立学校児童生徒特別支援教育就学奨励規則

(目的)

第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、杵築市立小中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対し必要な援助（以下「就学奨励」という。）を行い、もって義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(交付を受ける資格)

第2条 この規則により就学奨励の交付を受けることのできる者は、杵築市に住所を有する児童及び生徒の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条及び同条の規定により文部科学大臣が定める保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領に適合すると認められる者
- (2) 前号に規定するもののほか、杵築市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において特別の事情があると認められる者

(就学奨励の範囲)

第3条 就学奨励は、次に掲げる範囲内において行う。

- (1) 校外活動費
- (2) 学校給食費
- (3) 修学旅行費
- (4) 学用品購入費（通学用品購入費を含む。）
- (5) 新入学児童生徒学用品費等
- (6) その他義務教育に伴って必要なもの

(世帯状況等の報告)

第4条 学校長は、前条に規定する就学奨励を必要と認める者については、保護者等から特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(第1号様式)により教育委員会に報告しなければならない。ただし、教育委員会が特定する保護者等については、教育委員会が別に指定する書類に代えることができる。

(交付の決定及び通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定による関係書類の報告があったときは、第2条各号に規定する基準に基づき、原則として、6月末日(ただし、転入学等により教育委員会が必要と認める者については、随時)までに就学奨励該当者を決定しなければならない。

2 教育委員会は、前項の決定をしたときは、速やかに就学奨励の内容、決定事項等を当該学校長に通知をしなければならない。

3 校長は、前項の通知に基づき当該保護者に係る児童及び生徒が就学奨励を受けることが決定したときは、速やかに、保護者に通知しなければならない。

(準用規定)

第6条 就学奨励費の支給方法については杵築市立学校児童生徒就学援助規則(平成17年杵築市教育委員会規則第15号)第3条を、就学奨励費の交付、取消し、返還等については同規則第7条から第11条までの規定を準用する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の杵築市立学校児童生徒特殊学級就学補助規則(昭和61年杵築市教育委員会規則第5号。以下「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 合併前の規則の規定により交付すべきであった就学補助金の取扱いについては、なお合併前の規則の例による。

附 則(平成21年9月1日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月25日教委規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。